

## 第4節 消防用水に関する技術基準

### (消防用水)

**第30条** 消防用水の設置については、政令第27条の規定及び昭和39年7月20日付消防庁次長通知（自消乙予発第9号）「消防法施行令の一部を改正する政令の施行について」第5及び平成9年3月6日付消防庁予防課長通知（消防予第42号）「空調用蓄熱槽水を消防用水として使用する場合の取り扱いについて」によるほか、次によること。

- (1) 地盤面下に設置する消防用水で、吸管投入孔を設ける場合、その大きさは、長辺、短辺ともに0.6m以上の長方形又は正方形並びに直径0.6m以上の円形とし、所要水量が80m<sup>3</sup>未満のものにあっては1個以上、80m<sup>3</sup>以上のものにあっては2個以上設けること。
- (2) 地盤面下に設置する消防用水の吸管投入孔には、鉄蓋等を取り付けること。この場合、設置場所が車輌の通行に供される場所にあっては、車輌の通行に耐える強度のものとする。
- (3) 吸管投入孔の直下には、集水ピットを設けること。この場合、集水ピットの大きさは、原則として縦50cm以上、横100cm以上、深さ50cm以上とすること。
- (4) 水源水量は、政令第27条第3項の規定に定める必要な水量以上とするほか、原則として、他の消防用設備の水源とは使用方法が異なることから併用しないこと。
- (5) 採水口を設ける場合は、次によること。
  - ア 採水口は、「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第3号。以下この項において「結合金具の規格省令」という。）に規定される呼称75のねじに適合する単口とし、所要水量が40m<sup>3</sup>未満の場合は1個、40m<sup>3</sup>以上120m<sup>3</sup>未満の場合は2個、120m<sup>3</sup>以上の場合は3個以上設けること。
  - イ 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1.0m以下の位置に設けること。
- (6) 配管は、省令第12条第1項第6号ニ、ホ、ト及びチの規定によるほか、次によること。
  - ア 配管は、採水口1口ごとの単独配管とすること。
  - イ 採水口に接続する配管は、呼び径100A以上とすること。
- (7) 地盤面より高い部分に設ける消防用水には、原則として採水口を設置すること。ただし、吸管投入孔の位置が、地盤面からの高さが1m以下の場合はこの限りでない。
- (8) 前号における採水口の直近には止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとすること。